

# 居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項説明書

## (事業の目的)

1. ビオラ薬局が行う管理指導の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等の指示に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、ビオラ薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、おかれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導をおこなうことにより、療養生活の向上を図る。

## (運営方針)

1. 介護者又は要支援者（以下、「利用者」という）の意志、人格を尊重し利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを尊重し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との親密な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の条件を満たすものとする。
  - ・保健薬局であること。
  - ・在宅患者薬剤管理指導の届け出を行っていること。
  - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
  - ・利用者に対して、秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他の職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。
  - ・居宅療養管理指導サービスの提供に必要な設備及び備品を備えていること。

(事業所の名称) 有限会社 エイエス ビオラ薬局

所在地 横浜市都筑区すみれが丘13-6

TEL 調剤専用 045-620-0648 緊急時連絡 不応答時携帯電話に転送

## (従業者の職種、員数)

1. 管理者 渡邊 達郎
2. 管理薬剤師 鈴木 美恵
3. 訪問薬剤師 鈴木 信雄、鈴木 美恵、竹林 真生
4.
  - ・指導に必要な研修を受けている。
  - ・保険薬剤師の登録

## (職務の内容)

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導は、医師、歯科医師の指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状及び心身の状況を把握し継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が利用者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し、適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に役立つようアドバイスを行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導の内容は、速やかに記録を作成すると共に、処方医等及び必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日及び営業時間)

1. 原則として営業日、営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。
  - ・通常、月・火・水・木・金曜日 午前9時～午後6時00分
  - 土曜 午前9時～午後1時
  - 日曜・祝日休み
  - 但し、12月30日から1月3日までを除く。
  - ・電話等で24時間常時連絡が可能な体制をとる。
  - ・営業日、営業時間に変更が生じた場合は、書面にて連絡する。

(通常の事業実施地域)

1. 通常の実施地域は横浜市都筑区、港北区、青葉区、川崎市高津区、宮前区とする。

(指定居宅管理指導の内容)

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導の主な内容は次の通りとする。
  - ・処方箋による調剤（状態にあわせた調剤上の工夫）
  - ・薬剤服用歴の管理
  - ・居宅における薬剤の保管、管理に関する指導
  - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
  - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
  - ・副作用の早期発見
  - ・ADL、QOL等に影響を及ぼす使用薬剤の確認
  - ・使用薬剤、用法、用量に関する、医師等への連絡調整
  - ・麻薬製剤の管理とその評価
  - ・病態と服薬状況の確認、残薬及び過不足薬の確認、指導
  - ・ジェネリック医薬品に関する相談
  - ・その他、介護・福祉における相談応需

(利用料)

1. 介護保険法の告示上の額とする。
2. 居宅療養管理指導の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 通常月4回を限度に、1割負担の場合1回341円（負担割合により変更あり）（麻薬使用の場合100円を加算）の利用者負担を徴収する。がん末期の方については月8回を限度とする。但し公費により利用者負担が掛からない場合がある。
  - 注1）上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係る費用の一部をご負担いただきます。
  - 注2）上記の利用料等は厚生労働省告示第124号に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定いたします。
  - 注3）居宅療養管理指導料及び介護予防居宅療養管理指導料に係るサービス利用料は同じです。

(緊急時等における対応方法)

1. 居宅療養管理指導の実施中に、利用者の症状急変その他緊急事態が生じた場合、速やかに主治医等に連絡する。

(その他、運営に関する重要事項)

1. ビオラ薬局は社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、的確な指導ができ得る業務体制を整備する。

- 従業員は、業務上知り得た本人、家族の情報の秘密を保持する。
- サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、又、の報を用いる場合は家族の同意を得ることとする。

(契約外条項)

この契約及び介護保険法の関係法令で定められていない事項については介護保険法、その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定める。

(苦情申し立て窓口)

当事業者のサービスの提供にあたり、苦情や相談がある場合、下記までご連絡下さい。

- 連絡先 TEL 045-620-0648 担当者名 鈴木 美恵

本規定は平成29年11月16日より施行する。

(乙) 当事業所は、甲1に対する居宅療養管理指導サービスの提供にあたり重要事項説明書に基づき説明いたしました。

(乙)

説明者氏名 鈴木 美恵

---

(甲) 上記重要事項説明書に基づき、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受け、下記の事業者に住宅における薬剤管理の実施を委託しました。

令和 年 月 日

利用者

住所

---

(甲)

氏名

印

ビオラ薬局 代表取締役 渡邊 達郎